

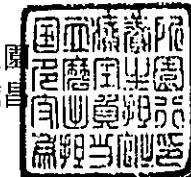
入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月4日

支出負担行為担当官

国立療養所多磨全生園
経理部長 双川 歳昌



1 工事概要

(1) 工事名 国立療養所多磨全生園第1センター等GHP更新工事

(2) 工事場所 東京都東村山市青葉町4-1-1

(3) 工事内容 以下の建物のGHP空調設備更新工事を行う業務である。

- ・1センター16寮、17寮、13寮、14寮
- ・3西センター管理棟
- ・一般寮介護棟

(4) 工期 契約締結日～令和6年3月20日まで

(5) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

(6) 本工事においては、資料提出、入札等を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省により、令和5・6年度関東甲信越地域における「管工事」に係るA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成20年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

同種工事：医療施設又は福祉施設における延床面積2,000m²以上の建築物の空調設備（GHP又はパッケージエアコン含む）の新設、増設又は改修工事

類似工事：同種工事以外の施設における延床面積2,000m²以上の建築物の空調設備（GHP又はパッケージエアコン含む）の新設、増設又は改修工事

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者であること。

② 上記(5)に掲げる完成した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が

厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

 - ① 資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)について、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 東京都内に建築業法に係る許可を受けた本店、支店、営業所が存在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (13) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (14) 競争への参加を希望する者は、別紙「自己申告書」を令和6年1月26日（金）までに提出すること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に、技術資料で示された提案内容や実績等により最高29点の加算点を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 安全確保
- (イ) 施工計画
- (ウ) 技術力
- (エ) 地域貢献等の実績
- (オ) ワーク・ライフ・バランス等の推進
- (カ) 貸上げを実施する企業に対する評価

- (キ) 事故及び指名停止
- (3) 評価の方法及び落札者の決定
入札参加者の技術提案等による評価項目（評価指標）を評価し、
評価値 = $\{(標準点 + 加算点) / \text{入札価格}\}$
の最も高い者を落札者とする。
落札の条件は、次のとおりとする。
(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
(イ) 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。
- (4) 上記3(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
4. 入札手続等
- (1) 担当部局
〒189-8550 東京都東村山市青葉町4-1-1
国立療養所多磨全生園 施設管理課 施設管理係
電話 042-395-1101 内線3236
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
入札説明書は、上記(1)の場所でも交付する。
交付期間：令和6年1月5日（金）～令和6年1月25日（木）までのうち、閉庁日を除く毎日の8時30分～17時00分までとする。
- (3) 入札説明会
対面での説明会は実施せず、希望者には電話又はメールにて質問に回答することとする。質疑応答内容は入札説明書配布者に共有する。
- (4) 競争参加資格確認関係書類を提出できる者の範囲
競争参加資格確認関係書類を提出する時において、上記2(3)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。
- (5) 競争参加資格確認関係書類の提出期限並びに提出場所及び方法
書類を紙により提出する場合は、上記(1)に持参すること。
受領期限：令和6年1月26日（金）17時00分
- (6) 競技術提案資料の提出場所及び方法
書類を紙により提出する場合は、上記(1)に持参すること。
受領期限：令和6年2月2日（金）17時00分
- (7) 技術評価に関するヒアリング
技術評価に関するヒアリングについては、原則として実施しない。
- (8) 入札書の提出期限及び場所並びに提出方法
入札書を紙により提出する場合は、上記(1)に持参すること。
入札期限：令和6年2月13日（火）10時00分
- (9) 開札の日時及び場所
開札日時：令和6年2月13日（火）11時00分
開札場所：国立療養所多磨全生園 会議室
5. その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除。
② 契約保証金 免除。ただし、公共工事履行保証証券（契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。

